

広島県水道広域連合企業団管理規程第37号

広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 取得（第7条—第11条）

第3章 管理

第1節 管理の通則（第12条—第17条）

第2節 行政財産の使用許可等（第18条—第33条）

第3節 普通財産の貸付（第34条—第42条）

第4章 処分（第43条—第49条）

第5章 物品（第50条）

第6章 雑則（第51条—第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）における公有財産及び物品の取得、管理、処分等に係る事務の取扱いに関しては、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号。以下この条において「組織規程」という。）第4条に規定する課をいう。
- (2) 財産主務課長 組織規程第4条に規定する会計課の長をいう。
- (3) 事務所 組織規程第6条第1項に規定する事務所及び同条第2項に規定する広島水道事務所をいう。
- (4) 公有財産 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産をいう。
- (5) 行政財産 地方自治法第238条第4項に規定する行政財産をいう。
- (6) 普通財産 地方自治法第238条第4項に規定する普通財産をいう。
- (7) 公共団体 地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区をいう。

（公有財産の所属）

第3条 公有財産は、当該公有財産に係る事務又は事業を所掌する課又は事務所に所属する。

ただし、当該公有財産に係る事務を所掌する課又は事務所が複数ある場合は、企業長がその所属を定めるものとする。

(事務の総括等)

第4条 財産主務課長は、企業団の公有財産に関する事務を総括する。

2 財産主務課長は、必要があるときは、課又は事務所の長に対し、財産の状況について報告を求め、又は財産の管理及び処分について、必要な措置を指示することができる。

(公有財産の調査)

第5条 財産主務課長は、公有財産の取得、管理及び処分の適正を期し、その効率的運用を図るため、必要があるときは、随時公有財産の調査を行うものとする。

(財産事務の合議)

第6条 次に掲げる場合においては、課又は事務所の長は、財産主務課長に合議を行うものとする。

- (1) 物件又は権利を取得しようとするとき。(建設工事の執行により取得しようとするときを除く。次条において同じ。)
- (2) 行政財産の使用の許可をしようとするとき。(使用期間の更新の許可をしようとするときを除く。)
- (3) 使用の許可をした行政財産の現状、使用の目的又は使用の態様の変更を承認しようとするとき。
- (4) 公有財産を貸し付けようとするとき。(貸付期間の更新をしようとするときを除く。)
- (5) 貸付をした公有財産に係る条件又は使用目的の変更を承認しようとするとき。
- (6) 普通財産の処分をしようとするとき。
- (7) その他企業長が特に必要と認めるとき。

第2章 取得

(取得の手続)

第7条 物件又は権利を取得しようとするときは、課又は事務所の長は、当該物件又は権利の目的である物件の境界及び現況を調査確認し、次に掲げる書類を添付の上、取得に関する調書を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。ただし、当該物件又は権利の性質又は取得の方法により、その一部を省略することができる。

- (1) 評価に関する調書
- (2) 相手方の当該物件又は権利を処分することについての承諾書及び相手方が法人である場合において当該物件又は権利の処分について当該法人の議決機関の議決又は監督官庁の許認可を必要とするときは、当該議決機関の議決書の写し又は監督官庁の許認可書若しくはその写し
- (3) 印鑑証明書及び住民票記載事項証明書又は法人の登記事項証明書
- (4) 寄附により取得する場合は、寄附申込の旨を記載した書面

- (5) 交換により取得する場合は、交換に供する公有財産に係る処分に関する調書及び交換差金がある場合において相手方がその請求権を放棄するときは、その旨を証する書面
- (6) 建物の敷地が借地である場合は、土地使用についての所有者の承諾書
- (7) 当該物件又は権利の登記簿又は登録簿の謄本又は抄本
- (8) 契約書案
- (9) 関係図面
- (10) その他企業長が特に必要と認める書類

(公有財産の取得の制限)

第8条 私権の設定その他制限の付されている物件又は権利は、取得してはならないものとする。ただし、取得後、直ちに当該制限を排除できる見込みがある場合又は当該制限の付されている物件若しくは権利を取得しても企業団が損失を受けるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

(物件の受領等)

第9条 物件又は権利を取得するときは、課又は事務所の長は、実地において双方確認のうえ、これを受領するものとする。

- 2 寄附により物件又は権利を取得するときは、課又は事務所の長は、寄附申込者に対し、受納の旨を証する書面を交付するものとする。

(公有財産の登記又は登録)

第10条 課又は事務所の長は、登記又は登録の必要がある公有財産については、当該公有財産の取得後、遅滞なく登記又は登録の手続を行うものとする。

(公有財産代金等の支払)

第11条 課又は事務所の長は、取得した公有財産の代金又は交換差金の支払は、登記又は登録の必要がある公有財産に係るものにあつては登記又は登録の完了後に、その他のものにあつては公有財産の引渡しを受けた後に支払うものとする。ただし、相手方が国若しくは地方公共団体である場合又は登記、登録若しくは引渡しの前に代金若しくは交換差金を支払わなければ契約をしがたい場合であつて、これらの手続の完了前に当該代金又は交換差金を支払っても企業団が損失を受けるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

第3章 管理

第1節 管理の通則

(公有財産台帳)

第12条 課又は事務所の長は、公有財産台帳（以下「台帳」という。）を作成し、公有財産の管理に当たり行政財産の使用許可の状況、公有財産の貸付けの状況その他必要な事項を記載するとともに、内容に変更があつた場合には、随時修正するものとする。

- 2 課又は事務所の長は、前項の規定により作成又は修正を行った台帳を毎事業年度経過後、財産主務課長へ提出するものとし、財産主務課長は当該台帳を総括し、管理するものとする。

る。

- 3 台帳は、固定資産台帳その他これに類するもの（第1項の必要な事項を備えるものに限る。）をもって、これに代えることができる。

（管理上の注意事項）

第13条 課又は事務所の長は、所属の公有財産について、常にその現況を把握するとともに、次に掲げる事項に注意して、その適正な管理に努めるものとする。

- (1) 公有財産の境界は不明になっていないかどうか。
- (2) 公有財産が滅失し、き損し、又は不法に占拠されていないかどうか。
- (3) 公有財産の使用目的及び使用状況は適正であるかどうか。
- (4) 電気、ガス、給排水等の施設は完全であるかどうか。
- (5) 使用を許可し、又は貸し付けた公有財産の使用状況は適正であるかどうか。
- (6) 公有財産の使用料又は貸付料の額及びその徴収は適正であるかどうか。
- (7) 公有財産の現況は、台帳と符合しているかどうか。
- (8) 火災、盗難等の予防措置が適正に行われているかどうか。

（事故報告）

第14条 課又は事務所の長は、天災その他の理由により、自己の所属の公有財産が滅失し、又はき損したときは、直ちに次に掲げる事項について、財産主務課長に報告するとともに、その指示を受けて必要な措置をしなければならない。

- (1) 事故の原因及び事故の内容並びに事故の発生した日時
- (2) 被害の状況
- (3) 損害見積額及び復旧可能なものについては、これに要する経費の見積額
- (4) き損した公有財産の保全又は復旧のために採った応急措置
- (5) 関係図面及び被害状況の写真
- (6) 貸付財産にあっては、事故に対する借受人の責任の有無及び借受人に責任がある場合は、その損害賠償負担能力
- (7) その他参考事項

（所属換え、会計換え及び分類換えの手続）

第15条 課又は事務所の長は、自己の所属の公有財産について、所属換え（課又は事務所の間において財産の所属を移すことをいう。）、会計換え（一の会計に属する財産を他の会計に移すことをいう。次条において同じ。）又は分類換え（行政財産をその用途を廃止して普通財産とし、又は普通財産を行政財産とすることをいう。）をしようとするときは、次に掲げる事項のうち、必要な事項を明らかにした上で、台帳の副本に関係書類を添え、相手先の課又は事務所の長に通知するものとする。

- (1) 所属換え、会計換え又は分類換えを行う理由
- (2) 所属換え、会計換え又は分類換手の相手方
- (3) その他参考となる事項

2 前項の通知を受けた課又は事務所の長は、受領の可否を決定し、相手先に通知するものとする。

3 第1項の所管換え等を行った場合において、当該課又は事務所の長は、当該所管換え等の内容を財産主務課長に報告するものとする。

(会計換えによる有償整理)

第16条 会計換えをするときは、関係会計間において有償として整理するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(公有財産の保険)

第17条 公有財産は、その経済性を考慮して、適切な保険に付するものとする。

第2節 行政財産の使用許可等

(行政財産の使用の許可)

第18条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを使用させるものとする。

(1) 国若しくは公共団体又は法令の規定により企業団が監督を行うことができる法人その他の団体（以下「監督を受ける法人等」という。）が直接公共の用に供するために使用するとき。

(2) 企業団の職員（以下「職員」という。）その他当該行政財産又は公の施設を使用又は利用する者のために必要な食堂、売店その他の厚生施設の用に供するとき。

(3) 電気、水道、ガス供給事業その他公益事業の用に供するとき。

(4) 企業団の事務又は事業に関する施策の普及、宣伝その他公共目的のために使用するとき。

(5) 直接又は間接に企業団の事務又は事業の便宜となる事業又は施設の用に供するとき。

(6) 社会教育その他の教育又はスポーツのために使用するとき。

(7) その他企業長が特別の理由があると認めるとき。

(許可の手続)

第19条 行政財産を使用しようとする者は、別記様式第1号による申請書を当該財産が所属する課又は事務所の長に提出しなければならない。

2 課又は事務所の長は、前項の申請書を受理したときは、その内容について審査を行い、企業長の決裁を受けなければならない。

3 前項の規定により当該行政財産の使用を許可することを決定したときは、課及び事務所の長は、申請者に別記様式第2号による許可書を交付するものとする。

(使用料)

第20条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付するものとする。

2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるものを除くほか、行政財産を使用する場合の使用料の額は、同項の使用料

の額に準じて、その都度企業長が定める。

(誓約書の提出)

第 21 条 使用者は、許可を受けた日から 1 週間以内に別記様式第 3 号による誓約書を、当該財産が所属する課又は事務所の長に提出しなければならない。ただし、使用者が国若しくは公共団体である場合又は当該許可に係る行政財産の使用期間が 1 か月未満である場合は、この限りでない。

(使用期間)

第 22 条 行政財産の使用期間は、1 年以内（電柱、公衆電話、水道管、ガス管その他これらに類する物件を設置するために使用する場合は、5 年以内）とする。ただし、企業長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の使用期間満了後引き続いて当該行政財産を使用しようとする者は、使用期間の更新の許可を受けなければならない。

3 前項の更新の許可を受けようとする者は、期間満了の日の 1 か月前（使用期間が 1 か月未満である場合にあっては、前日）までに、別記様式第 4 号による申請書を当該財産が所属する課又は事務所の長に提出しなければならない。

4 前項の申請書の提出があったときの手続は、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(使用期間、使用面積等の計算)

第 23 条 使用料の額の算定の基礎となる使用期間の初日は、行政財産の使用の許可の際に定めた使用開始の日（以下「使用開始の日」という。）とし、その末日は、当該許可に係る行政財産を原状に復する日とする。

2 使用期間は、使用料の額が年額又は月額により定められている場合においては、暦に従い年又は月により計算する。ただし、使用料の額が年額により定められている場合において、使用期間が 1 か月未満であるとき、又は使用期間に 1 か月未満の端数があるときは、その使用期間又は端数の期間は、1 か月として計算する。

3 使用料の額の算定の基礎となる使用の長さ（以下「使用長」という。）が別表第 1 に定める使用の長さ（以下「単位長」という。）に満たないとき、又は使用長に単位長に満たない端数があるときは、その使用長又はその端数の長さは、切り捨てて計算する。

4 使用料の額が年額又は月額で定められている場合において、使用期間が 1 年若しくは 1 か月に満たないとき、又は使用期間に 1 年若しくは 1 か月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間の使用料は、使用料の額が年額で定められている場合にあっては月割により、使用料の額が月額で定められている場合にあっては日割により計算する。

5 前 4 項の規定により、使用料（次条第 1 項第 2 号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期に係る使用料とする。）の額を算定した場合において、その算定額が 100 円未満のときは、その額は 100 円とし、算定額に 10 円未満の端数があるときは、

その端数の額は 10 円に切り上げるものとする。

(使用料の徴収方法)

第 24 条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。

- (1) 一時的に使用する場合は、行政財産の使用の許可をする際徴収する。
- (2) 使用料の額が月額又は年額で定められている場合は、その全額を使用開始の日までに徴収する。ただし、使用期間が企業団の 2 会計年度以上にわたるときは、使用期間を企業団の会計年度によって区分した期間をそれぞれ 1 期とし、その各々の期に係る使用料を、使用開始の日の属する期にあってはその使用開始の日までに、その他の期にあってはその期の初日から 30 日以内に徴収する。
- 2 使用期間（前項第 2 号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期とする。）の中途において使用の目的、使用の態様又は使用の面積、長さ、本数若しくは個数の変更により使用料の額を増加すべき場合においては、その増加分を当該変更に係る使用開始の日までに徴収する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、企業長は、特別の理由があると認めるときは、分納又は後納させることができる。

(使用料の減免)

第 25 条 企業長は、第 20 条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。

- (1) 国若しくは公共団体又は監督を受ける法人等が直接公共の用に供するため行政財産を使用するとき。
- (2) 企業団が物件を無償又は時価よりも低い対価で借り受けている場合において、当該物件に係りのある行政財産を当該物件の貸付人が使用するとき。
- (3) 寄附を受け、若しくは寄附を受けて取得し、又は時価よりも低い対価で取得した行政財産をその寄附者若しくは譲渡人又はこれらの相続人その他の包括承継者が使用するとき。
- (4) その他企業長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第 26 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合には、使用者の請求により、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 企業団において公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消した場合 使用しない期間に係る使用料又は当該取消に係る部分の使用料に相当する額
- (2) 使用期間の中途において、使用を廃止した場合又は使用の目的、使用の態様若しくは使用の面積、長さ、本数若しくは個数の変更により使用料の額を減少すべき場合 これらの事情が生じた日後の期間に係る使用料又は減少すべき部分の使用料の額に相当する額（使用料の額が年額又は月額により定められている場合は、これらの事情が生じた月の翌月分以降の使用料又は減少すべき部分の使用料に相当する額）

(3) その他企業長が特別の理由があると認める場合 企業長が適当と認める額
(使用財産の転貸禁止等)

第 27 条 使用者は、第 19 条の許可に係る行政財産（以下「使用財産」という。）を転貸し、又はその使用权を担保に供し、若しくは譲渡してはならない。

2 使用者は、使用財産の現状、使用の目的又は使用の態様を変更してはならない。ただし、企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により承認を受けようとする使用者は、別記様式第 5 号又は第 6 号による承認願を当該財産が所属する課又は事務所の長に提出しなければならない。

4 前項の承認願の提出があったときの手続は、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(費用の負担)

第 28 条 使用財産の使用に伴うガス、電気、水道等の使用料その他の必要経費は、使用者の負担とする。

(原状回復)

第 29 条 使用者が使用財産を荒廃させ、若しくはき損し、又は滅失したときは、遅滞なく、原状に復し、企業長の検査を受けなければならない。

2 使用者が前項の原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、企業長がこれを施行し、その費用は、使用者から徴収する。

(許可の取消)

第 30 条 企業長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 19 条の許可を取り消すことがある。

(1) 使用財産を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

(2) 不正の手段をもって第 19 条の許可を受けたとき。

(3) この規程又は許可の条件に違反したとき。

(4) 使用料を指定期日までに納付しないとき。

(5) 故意又は過失により使用財産を荒廃させ、又はき損したとき。

(6) 正当な理由がないのに第 32 条の規定による指示に従わず、又は同条の規定による検査を拒んだとき。

2 使用者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、遅滞なく、当該使用財産を返還しなければならない。

3 第 1 項の規定によって許可を取り消された使用者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができない。

(使用財産の返還)

第 31 条 使用者は、前条第 2 項の規定により返還する場合を除くほか、使用財産を返還しようとするときは、返還しようとする日の 7 日前までに別記様式第 7 号による返還書を当該財産が所属する課又は事務所の長に提出しなければならない。ただし、当該財産の使用

許可の期間が1か月未満であるときは、この限りでない。

- 2 当該財産が所属する課又は事務所の長は、前項の規定による行政財産の返還を受けるときは、当該財産の実態を調査し、双方確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
- 3 当該財産が所属する課又は事務所の長は、前項の規定により財産の引渡しを受ける場合において、当該財産に損傷を発見したときは、その理由を調査し、使用者の責に帰すべき理由があれば、直ちに必要な措置をとるものとする。

(立入検査)

第 32 条 企業長は、使用財産の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示をし、又は職員に随時使用財産の使用状況を検査させることができる。

- 2 前項の職員は、同項の規定による検査を行う場合において、現に使用している建物に立ち入るときは、あらかじめ、当該建物の使用者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の職員は、同項の規定による検査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、使用者その他の関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(行政財産の貸付及び地上権又は地役権の設定)

第 33 条 行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合については、次節（行政財産である土地に地上権又は地役権を設定する場合にあっては、第 37 条を除く。）の規定を準用する。

第3節 普通財産の貸付

(普通財産の貸付)

第 34 条 普通財産を貸し付ける場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。ただし、特別の事情がある場合においては、これらの条件を省略し、又は変更することができる。

- (1) 貸付財産の転貸及び賃借権その他貸付財産の使用収益を目的とする権利の譲渡を禁止すること。
- (2) 貸付財産の目的外使用及び現状変更を禁止すること。
- (3) 貸付財産を故意又は過失により荒廃させ、又はき損したときその他契約に違反したときは、いつでも契約を解除し、損害の賠償を要求できること。
- (4) 財産の貸付を受けた者において貸付財産の管理に要する費用（貸付財産に係る損害保険の保険料を含む。）を負担すること。
- (5) その他企業長が特に必要と認めること。

(貸付の手続)

第 35 条 普通財産の貸付を受けようとする者は、第7条第3号に掲げる書類を添付した上で、別記様式第8号による借受願を、当該財産が所属する課又は事務所の長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する貸付は、第7条第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 電柱、水道管、ガス管その他これらに類するものの設置を目的とする貸付

(2) 貸付期間が1年を超えない貸付

(3) その他企業長が第7条第3号に掲げる書類の添付を不要と認める貸付

2 課又は事務所の長は、前項の規定による借受願を受理したときは、その内容について審査を行い、企業長の決裁を受けなければならない。

3 前項の規定により普通財産の貸付を決定したときは、当該財産が所属する課又は事務所の長は、貸付契約を締結するものとする。ただし、第1項各号の貸付にあつては、貸付契約書の締結に代えて貸付承諾書を交付するものとする。

(貸付料)

第36条 普通財産の貸付料は、第20条第1項の使用料に準じた価額又は競争入札若しくは鑑定評価等による適正な価額によるものとする。

2 貸付料の支払時期は、前納とする。ただし、企業長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(貸付期間)

第37条 普通財産の貸付期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間とする。

(1) 建物の所有を目的とするための土地及びその定着物（建物を除く。以下この項において同じ。）の貸付で借地借家法（平成3年法律第90号）第22条の適用を受けるもの 50年

(2) 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）の所有を目的とするための土地及びその定着物の貸付で借地借家法第23条の適用を受けるもの 50年未満

(3) 前2号に掲げる貸付を除くほか、建物の所有を目的とするための土地及びその定着物の貸付 30年以下

(4) 植樹を目的とするための土地及びその定着物の貸付 20年以下

(5) 前各号以外の目的のための土地及びその定着物の貸付 10年以下

(6) 建物その他の財産（土地を除く。）の貸付 5年以下

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の貸付については、特に必要があると認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

3 第1項の期間は、同項第1号及び第2号の規定による貸付を除くほか、更新することができる。この場合においては、更新の時から同項の期間を超えないものとする。

4 前項の更新を希望する借受人は、期間満了の日の1か月前までに、別記様式第9号による更新願を提出しなければならない。

(無償貸付等)

第38条 普通財産は、第25条各号のいずれかに該当する場合は、これを無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができる。

(用途指定の貸付)

第39条 特定の用途に供させる目的をもって普通財産を貸し付ける場合は、その用途並び

にその用途に供しなければならない期日及び期間を指定するものとする。

(用途指定貸付契約の解除)

第 40 条 用途を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が正当な理由がないのに指定事項を履行しないときは、当該財産が所属する課又は事務所の長は、3 か月以内において相当な期限を定めてその履行を催告するものとする。

2 前項の催告をした後期限内に借受人が指定事項を履行しないときは、契約又は承諾を解除し、必要な措置をとるものとする。

(貸付財産の転貸の承諾等の手続)

第 41 条 借受人は、貸付財産につき第 34 条第 1 号若しくは第 2 号の条件又は使用目的の変更の承諾を受けようとするときは、別記様式第 10 号、第 11 号又は第 12 号による承諾願を当該財産が所属する課又は事務所の長に提出しなければならない。

2 課又は事務所の長は、前項の申請書を受理したときは、その内容について審査を行い、企業長の決裁を受けなければならない。

3 前項の規定により当該承諾願に係る契約を変更することを決定したときは、課又は事務所の長は、貸付変更契約を締結するものとする。ただし、第 35 条第 3 項の規定により貸付承諾書を交付しているものについては、貸付変更承諾書を交付するものとする。

4 貸付財産を一時の使用に供することが明らかな場合又は企業団が貸し付けた土地の上に存する建物その他貸付を受けた者が権原によって当該土地に附属させた物件を第三者が取得した場合を除くほか、転貸又は賃借権その他貸付財産の使用収益を目的とする権利の譲渡の承諾をしないものとする。

(貸付財産の返還)

第 42 条 貸付財産の貸付期間が満了し、又は貸付財産の貸付契約を解除したときは、課及び事務所の長は、借受人に別記様式第 13 号による返還書に原状回復の状況が確認できる写真その他必要な書類を添付して提出させ、必要に応じて貸付財産の実態を調査した上でその財産の引渡しを受けるものとする。

2 第 31 条第 3 項の規定は、前項の規定により当該財産の引渡しを受ける場合に準用する。

第 4 章 処分

(処分の手続)

第 43 条 普通財産の処分をしようとするときは、課又は事務所の長は、当該普通財産の境界及び現況を調査確認し、次に掲げる書類を添付の上、処分にに関する調書を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。ただし、当該普通財産の性質又は処分の方法により、その一部を省略することができる。

(1) 評価に関する調書

(2) 契約書案

(3) 関係図面

(4) 第 7 条第 3 号に掲げる書類

- (5) 随意契約により譲渡する場合（交換する場合を除く。）は、別記様式第 14 号による譲受願
- (6) 交換の場合にあつては、交換により取得する財産の所有者の承諾書その他交換に必要な書類
- (7) 売払代金又は交換差金の延納の願い出があつたときは、別記様式第 15 号による延納願
- (8) 入札により譲渡する場合は、入札場所、入札期日等を記載した書面
- (9) 信託により譲渡する場合は、受託者の選定理由を記載した書面、事業計画書及び収支計画書
- (10) その他企業長が特に必要と認める書類
(普通財産の交換)

第 44 条 普通財産のうち不動産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを他の不動産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の 4 分の 1 以上であるときは、この限りでない。

- (1) 企業団において公用又は公共用に供するため、他人の所有する不動産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため、企業団の不動産を必要とするとき。
- (3) その他企業長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足するものとする。

(普通財産の譲与等)

第 45 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

- (1) 公共団体において維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において、当該公共団体に譲与し、又は減額して譲渡するとき。
- (2) 公共団体又は私人の負担において、行政財産の用途に代わるべき他の施設を設けたことに伴い当該行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した額の範囲内において、当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与し、又は減額して譲渡するとき。
- (3) 行政財産のうち寄附を受け、又は寄附を受けて取得したものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。
- (4) その他企業長が特別の理由があると認めるとき。

(普通財産の減額譲渡)

第 46 条 普通財産は、前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを時価よりも低い対価で譲渡することができる。

- (1) 時価よりも低い対価で取得した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその譲渡人又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。
- (2) 公共団体又は監督を受ける法人等に対し、第 38 条の規定に基づく第 25 条第 1 号の規定により普通財産を譲渡するとき。
- (3) その他企業長が特別の理由があると認めるとき。

(用途指定の処分)

第 47 条 特定の用途に供させる目的をもって普通財産を譲渡する場合は、その用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定するものとする。

(準用規定)

第 48 条 第 40 条の規定は、前条の規定による処分の契約を解除する場合に準用する。

(延納利率、担保等の取扱い)

第 49 条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 169 条の 7 第 2 項の規定により売払代金又は交換差金の延納を特約しようとする場合における延納利率、担保等の取扱いについては、別途定める。

第 5 章 物品

(物品の貸付等)

第 50 条 物品の貸付、譲渡、交換、寄附受納その他の取扱いについては、公有財産の取扱いの例による。

第 6 章 雑則

(電算処理)

第 51 条 この規程に規定する書類又は台帳は、電子計算組織により処理する場合においては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって調製することができる。

(雑則)

第 52 条 この規程に定めるもののほか、企業団の公有財産等の取扱いに関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に竹原市公有財産管理規則（平成 25 年竹原市規則第 16 号）、三原市水道事業行政財産の目的外使用に関する規程（平成 29 年三原市水道事業管理規程第

2号)、府中市財産管理規則(平成28年府中市規則第9号)、三次市公有財産管理規則(平成16年三次市規則第75号)、庄原市公有財産管理規則(平成17年庄原市規則第48号)、東広島市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に関する規程(平成9年東広島市水道事業管理規程第2号)、廿日市市公有財産管理規則(昭和63年廿日市市規則第16号)、安芸高田市財務規則(平成16年安芸高田市規則第39号)、江田島市企業局行政財産の目的外使用に関する規程(平成27年江田島市企業局管理規程第3号)、熊野町財務規則(昭和60年熊野町規則第5号)、北広島町財務規則(平成17年北広島町規則第47号)、大崎上島町財務規則(平成30年大崎上島町規則第3号)、世羅町財務規則(平成16年世羅町規則第38号)、神石高原町行政財産使用規則(平成16年神石高原町規則第40号)、行政財産使用規則(昭和39年広島県規則第14号)又は広島県公有財産管理規則(昭和39年広島県規則第31号)(以下これらを「構成団体の規則等」という。)の規定によりなされた処分、申請その他の行為のうち、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業に係るものは、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

- 3 この規程の施行の際現に行政財産を使用している者は、第19条の規定による許可を受けたものとみなし、当該行政財産の使用について付されている条件は第19条の規定による許可に付された条件とみなす。
- 4 構成団体の規則等で定める様式によって作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

別表（第 20 条関係）

建物を使用する場合の使用料

使用料月額	使用部分に相当する建物の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として企業長が評価した額とする。）に 1,000 分の 5.8 を乗じて得た額に、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として企業長が評価した額とする。）に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た額を加算した額に 100 分の 110 を乗じて得た額
-------	---

土地を使用する場合の使用料

（建物敷地、物置場等として使用する場合（使用期間が 1 か月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときに限る。））

使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として企業長が評価した額とする。）に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額
-------	---

（建物敷地、物置場等として使用する場合（使用期間が 1 か月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときを除く。））

使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として企業長が評価した額とする。）に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た額
-------	---

（電気又は電気通信の線路設置のために使用する場合）

使用料年額	電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）別表第 1 に定める額
-------	--

（下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合）

地下埋設物の規格による区分	単位	土地の使用料年額
外径が 0.07 メートル未満	0.01 メートル	0.7 円
外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満	0.01 メートル	0.8 円
外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満	0.01 メートル	1.1 円
外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満	0.01 メートル	1.3 円
外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満	0.01 メートル	1.6 円
外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満	0.01 メートル	2.2 円
外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満	0.01 メートル	3.4 円
外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満	0.01 メートル	4.8 円
外径が 1 メートル以上	0.01 メートル	9.2 円

行政財産使用許可申請書

年 月 日

様

申請人
住 所
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 氏 名

次のとおり行政財産を使用させていただきます。

使用しようとする財産の表示	名称
	所在
	明細
使用目的	
理由	
期間	年 月 日から 年 月 日まで

指 令 第 号

申 請 人
住 所
氏 名 又 は 名 称
及び代表者氏名

年 月 日付けで申請の行政財産の使用を次のとおり許可します。

年 月 日

印

財 産 の 表 示	名称
	所在
	明細
使 途	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料（年額）	使用料の額は 円とする。 ただし、公有財産等管理規程の改正その他の事業の変更により必要があるときは、使用料の額を改定する。
条 件	

様式第 3 号（第 21 条関係）

誓 約 書

財産の表示	名称
	所在
	明細
使 途	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	

年 月 日付けで許可を受けたこの行政財産を使用するにあたり、公有財産等管理規程及び許可の条件を遵守します。

年 月 日

使用者 住 所
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 氏 名
様

使用期間更新許可申請書

年 月 日

様

使用者
住 所
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 氏 名

次の行政財産の使用期間を更新してください。
使用許可の内容

財産の表示	名称		
	所在		
	明細		
許可年月日	年 月 日	使用料	円
使用期限	年 月 日		
用 途			

更新を必要とする理由

様式第 5 号（第 27 条関係）

現 状 変 更 承 認 願

年 月 日

様

使用者
住 所
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 氏 名

次のとおり現状を変更したいので許可してください。
なお、使用財産を返還する場合には、原状回復その他の処置について企業団の指示に従います。

財産の表示	名 称
	所 在
	明 細
変 更 箇 所	変更前
	変更後
理 由	

添付書類
変更箇所の変更前及び変更後の図面

様式第 6 号（第 27 条関係）

使用の目的
態様変更承認願

年 月 日

様

使用者
住 所
氏 名 又 は 名 称
及び代表者氏名

次のとおり変更したいので許可してください。

財産の表示	名 称
	所 在
	明 細
使用の目的 態様	現 在
	変更後
理 由	

備考 不用の文字は、消すこと。

様式第 7 号（第 31 条関係）

使 用 財 産 返 還 書

年 月 日

様

使用者
住 所
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 氏 名

次のとおり使用財産を返還します。

財 産 の 表 示	名称
	所在
	明細
使用期間満了 許 可 取 消	年 月 日
返 還 年 月 日	年 月 日

備考 不用の文字は、消すこと。

公 有 財 産 借 受 願

年 月 日

様

借 受 人

住 所

氏 名 又 は 名 称

及び代表者氏名

次のとおり公有財産を貸してください。

借りようと する 財 産	所 在	
	明 細	
使 用 目 的		
理 由		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

添付書類

様式第 9 号（第 37 条関係）

借 受 期 間 更 新 願

年 月 日

様

借 受 人

住 所

氏 名 又 は 名 称

及び代表者氏名

次の公有財産について、借受期間の更新をしてください。

1 更新希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 更新を必要とする理由

3 借受契約の内容

借受財産の表示	所 在	
	明 細	
契約締結年月日	年 月 日	
借 受 料		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第 10 号（第 41 条関係）

賃 貸 権 譲 渡 承 諾 願
転 貸

年 月 日

様
借 受 人
住 所
氏 名 又 は 名 称
及び代表者氏名

賃貸権の譲渡 を受ける者
転 貸
住 所
氏 名 又 は 名 称
及び代表者氏名

次のとおり借受財産 の賃貸権を譲渡 したいので承諾してください。
を 転 貸

財 産 の 表 示	所 在	
	明 細	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	
賃 貸 権 を 譲 渡 転 貸 しようとする理由		
転 貸 を し よ う と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

添付書類

賃貸権の譲渡 契約書案
転 貸

備考 不用の文字及び欄は消すこと。

様式第 11 号（第 41 条関係）

使 用 目 的 変 更 承 諾 願

年 月 日

様

借 受 人

住 所

氏 名 又 は 名 称

及び代表者氏名

次のとおり使用目的を変更したいので承諾してください。

財産の表示	所 在	
	明 細	
使 用 目 的	現 在	
	変更後	
理 由		

様式第 12 号（第 41 条関係）

現 状 変 更 承 諾 願

年 月 日

様

借 受 人

住 所

氏 名 又 は 名 称

及び代表者氏名

次のとおり借受財産の現状を変更したいので承諾してください。なお、借受財産を返還
する場合には、原状回復その他の処置について企業団の指示に従います。

借受財産 の 表 示	所 在	
	明 細	
変更箇所	前	
	後	
理 由		

添付書類

現状変更箇所の前、後の図面等を添付する。

借 受 財 産 返 還 書

年 月 日

様

借 受 人

住 所

氏 名 又 は 名 称

及び代表者氏名

次のとおり借受財産を返還します。

借 受 財 産 の 表 示	所 在	
	明 細	
借受期間満了 契 約 解 除	年 月 日	
返 還 年 月 日	年 月 日	

添付書類

使用前・使用中・使用後の写真

備考 不用の文字は、消すこと。

様式第 14 号（第 43 条関係）

財 産 譲 受 願

年 月 日

様

申 請 人

住 所

氏 名 又 は 名 称

及び代表者氏名

次のとおり財産を譲渡してください。

財 産 の 表 示	所在	
	公簿地目	公簿地積（実測面積）
用 途		
希 望 価 格		
代金の支払方法		

添付書類

印鑑証明書、住民票（法人にあつては、法人の現在事項全部証明書）

備考 不用の文字は、消すこと。

様式第 15 号（第 43 条関係）

財 産 買 受 代 金 延 納 願
交 換 差 金

年 月 日

様

申 請 人

住 所

氏 名 又 は 名 称

及 び 代 表 者 氏 名

次のとおり 買受代金 交換差金 を延納させてください。

1 延納期間並びに各期別の納付金額及び納付期日

期別 区分	即納	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	計
納付金額	円	円	円	円	円	円	円
納付期日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

2 提供する担保

担 保 物 の 表 示	種 別	
	所 在	
	明 細	
担保物件の種類		

3 延納を必要とする理由

備考 不用の文字は、消すこと。